

船員の被ばく認めよ

ビキニ労災訴訟 原告側が意見陳述

高知地裁

米国のビキニ水爆実験(1954年)で被ばくした元マグロ漁船員らが、国と全国健康保険協会(協会けんぽ)を相手にした「ビキニ労災訴訟」の第1回口頭弁論が31日、高知地裁で開かれました。水爆実験後の日米「政治決着」で米国への損害賠償請求権が失

われた損失補償と、旧船員保険法に基づく遺族一時金などの支給を認めなかった協会の決定の取り消しを求めています。

第7大丸の無線士・大黒藤兵衛氏の長女で原告団長の下本節子さんと、ひめ丸元乗組員・増本和馬氏の妻・美保さんが意見陳述しました。

証言。同じ第7大丸で働いたBさんが46歳のときに肝臓がんで亡くなったと述べました。下本さんは至戸水産高校の実習生で被ばくしたTさんが被ばくから9カ月後、21歳で亡くなったと強調。「政府は被災状況について十分な調査を行わず、『日米合意』により

早々に政治決着をおこなう被ばくの事実はない、ビキニ水爆実験 第五福竜丸を除いて、



第1回口頭弁論後の報告集会で発言する増本さん(中央)と下本さん(左)と南弁護士(31日、高知市)

間に葬りさられました」と告発し、「裁判で船員らの被災が認められ、広島・長崎・ビキニと被ばく者の苦しみが国民に共有されることを願います」と語りました。

協会けんぽが裁判の東京地裁への移送を申し立て、国が訴えの併合を認めない申し立てをしていることについて、原告代理人の南拓人弁護士が「高知船籍のマグロ船が被ばくし、高知に住む元乗組員や遺族が原告になっている。高知地裁でやるべきだ」と主張しました。